

綾瀬ブランド認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特に優れた市内産農作物を綾瀬ブランドとして認定し、情報発信することにより、綾瀬市の知名度を向上させるとともに、高付加価値化や他のものとの差別化を図ることによって、生産者の生産販売意欲を高め、さらには、新たな担い手の確保や農地の保全及び活用をするとともに、地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生産者 市内で農作物を生産している農業を営む個人又は法人をいう。
- (2) 市内産農作物 綾瀬市内で生産された農作物をいう。
- (3) 認定審査会 綾瀬市農作物ブランド認定審査会設置要綱（平成30年6月4日施行）に基づき、市長が設置した審査会をいう。

(認定の申請及び認定の対象)

第3条 綾瀬ブランドの認定の対象は、第2条第2号の市内産農作物とし、認定を受けようとする者は、綾瀬ブランド認定申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。この場合において、団体で申請する場合については、団体による一括申請ができるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 申請する市内産農作物の概要（第2号様式）
- (2) 過去3年分の農業生産工程管理表
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前項第2号に掲げる書類については、出荷先等に提出した農業生産工程管理表の写しをもって添付書類とすることができる。

(認定の審査)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、認定審査を認定審査会に諮問するものとする。

2 認定審査会は、前項による市長の諮問があった場合は、認定基準に基づく認定審査を行うものとする。

3 認定審査会は、前項による認定審査を実施した場合は、綾瀬ブランド認定審査結果報告書（第4号様式）により、その結果を市長に報告するものとする。

(認定結果の通知)

第5条 市長は、認定審査会の認定審査結果を、当該申請者に対して綾瀬ブランド認定審査結果通知書（第5号様式）により、理由を付して通知するものとする。

(認定証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により、認定を通知した場合は、綾瀬ブランド認定証（第6号様式）を交付するものとする。

（認定の公表等）

第7条 市長は、綾瀬ブランドとして、認定した市内産農作物（以下、「認定品」という。）の内容及びその生産者を公表し、積極的に情報発信及び販売促進活動等を支援するものとする。

（認定の停止）

第8条 市長は、その年の作柄状況によって綾瀬ブランドと言い難いと認めるときは、生産者に対して、綾瀬ブランド名の使用を認めない等必要な指示をすることができる。

（認定品の検査及び取消）

第9条 市長は、認定品の生産の行われる期間の各月において認定品及び生産者の状況を検査し、次の各号のいずれかに該当するときは、認定審査会の審議を経て認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準に適合しないと認められたとき。
- (2) 認定品の生産、製造又は販売を廃止若しくは1年間以上停止していると認められたとき。
- (3) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき。

2 市長は、前項の規定に該当することにより認定を取り消したときは、綾瀬ブランド認定取消通知書（第7号様式）により、当該認定品の生産者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた場合は、その取り消しの日から2年を経過しなければ、新たな認定の申請ができないものとする。

（認定の表示）

第10条 生産者は、認定品に綾瀬ブランドとして認定を受けたものであることを表示することができるものとする。

（生産者の責務）

第11条 生産者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産又は販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、綾瀬市に対するイメージの向上につなげるよう努めなければならない。
 - (2) 認定品の計画的な生産及び適正な保管並びに流通体制の整備に努めなければならない。
- 2 認定品の品質、流通、販売等において苦情や事故等の問題が生じたときは、生産者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、早急に市長に報告しなければならない。

（認定証の有効期間）

第12条 第6条の規定による認定証の有効期間は、認定した日から起算して2年を

経過した日の属する月の末日とする。

- 2 認定期間中の2年目においては、第3条第2項第2号に定める農業生産工程管理表を提出するものとする。ただし、高齢などの理由により生産者自らが限界を自覚した場合等は、自主的に認定証を返還できるものとする。

(認定の更新)

第13条 前条の有効期間の満了後引き続き生産者が綾瀬ブランドの認定を希望する場合は、生産者の申請に基づき、当該有効期間を更新することができる。

- 2 前項の申請は、第3条の規定に基づき行うものとして、有効期間が満了する日から1ヶ月前まで若しくは有効期限が満了してから1ヶ月が経過する日までに行うものとする。

- 3 第1項の申請があった場合は、農政主管課は、認定品の品質を検査し、認定時と同程度の基準を満たしていることが確認された場合には、当該結果を認定審査会委員へ通知するものとする。

- 4 前項の規定により農政主管課が行う認定品の品質の確認に対し、認定審査会委員の過半数以上の承認が得られた場合には、市長は、当該認定品の有効期間の更新を決定し、第5条の規定に基づき、有効期間の更新に係る審査結果を申請者に通知するものとする。

- 5 第1項の規定による認定の更新に係る有効期間は、前項の規定により認定した日から起算して2年を経過した日の属する月の末日とする。

- 6 第3項の規定により認定した日が前条の有効期間を経過した後である場合において、当該有効期間を経過したことについて、農作物の不作その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、市長は、当該有効期間を経過した日から当該認定した日の前日までの期間を前項の有効期間とみなすことができる。

(認定の変更)

第14条 認定品の生産者（団体の一括申請により認定を受けた場合にあつては、当該団体）は、認定品の生産者を追加し、生産工程、品質その他の認定品の認定基準に関する事項の全部若しくは一部を変更し、又は生産を中止しようとする場合は、速やかに綾瀬ブランド認定の変更（中止）申請書（第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により認定品の生産者を追加しようとするときは、前項の規定による申請書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 追加する生産者の過去3年分の農業生産工程管理表
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合で、必要があると認めるときは、認定審査会に諮問するものとする。

(事務処理)

第15条 この認定に関する事務処理は、農政主管課が行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

第1号様式（第3条・13条関係）

綾瀬ブランド認定申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者

住 所

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の職氏名）

綾瀬ブランド認定要綱第3条（第13条）の規定により、綾瀬ブランドの認定を受けたいので申請します。

農作物名

第2号様式（第3条関係）

申請する市内産農作物の概要

農作物名	
生産者	(団体申請の場合にあっては、名簿を添付)
農作物の特徴及び概要	(内容、特徴等を記入)
生産・販売量(額)の推移	(生産量、販売量、販売額等の過去3年間の推移を記入)
綾瀬ブランド認定申請にかかる申請者の思い	(生産者の取り組み等が綾瀬ブランドとして適している理由のほか、生産へのこだわりについて記入)

1 信頼性

安全性確保のため、生産から販売までの各過程における品質維持に関する取組や技術的な裏付け	(・トレーサビリティなど信頼性を確保する取組 ・適正使用基準以内の薬剤の使用 ・病虫害防除と併せ、施肥などの記録について、散布日や回数等の履歴の記録を記入)
---	--

2 品質

品質や品質確保のための取り組み	(品質の良さや品質を確保するための取組を記入)
他産地との差別化を図る取り組みや環境に配慮した取組	(・収穫時間 ・環境配慮型資材の使用状況 ・資源循環型農業の取組状況を記入)

3 市場性

商品の売り上げ実績	(・市場関係者の評価状況を記入)
販売体制	(・取扱事業者などの販売チャネルを記入)

4 将来性

ブランド化に対する意思やPR活動の取組	(・ブランド化に対する強い意志 ・消費者へのPR活動状況 ・綾瀬市の知名度向上に繋がる活動状況を記入)
---------------------	---

5 地域貢献

地域貢献に対する取組	(・市の事業への協力に対する取組を記入)
------------	----------------------

第3号様式（第3条関係）

綾瀬市農業生産工程管理表

作物名

栽培期間 年 月 日～ 年 月 日

氏名

※確認欄 ○：実践できた、×：実践できなかった、－：該当なし

作業	No.	チェック項目	確認欄	確認日
情報収集	1	土づくり、農薬、栽培に関して、資料を収集したり、研修を受講している。		/
圃場安全	1	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）に農作物に悪影響を及ぼす要因がないか確認している。		/
用水源	1	栽培に使用する水は、水源（農業用水、地下水、水道、その他）が明らかな水を使用している。		/
種 苗	1	登録品種を無断で増殖しないなど、種苗を適切に扱っている。		/
	2	種苗の品種名、ロット番号及び種苗に使用した農薬の成分名・使用回数等を確認・記録している。		/
土 壌	1	定期的に土壌診断を実施している。		/
	2	施肥基準や土壌診断の結果等を参考にした施肥を行っている。		/
	3	有機物（堆肥・緑肥等）の施用等による土づくりに取り組んでいる。		/
	4	使用する堆肥は、外来雑草種子の混入や病原微生物による汚染を防ぐため、適切に堆肥化されたものを使用している。		/
適正使用	1	対象作物に登録のある農薬を、ラベルの使用基準どおり使用している。		/
	2	農薬は、過不足がないよう散布する面積に対し必要な量を調製している。		/
	3	無登録農薬や無登録農薬の疑いのある資材は使用していない。		/
	4	防除器具は、農薬使用前の点検、農薬使用後の十分な洗浄を行っている。		/
	5	土壌くん蒸剤など被覆を要する農薬を使用する際は、揮散を防止する対策を行っている。		/

※確認欄 ○：実践できた、×：実践できなかった、－：該当なし

作 業	No.	チェック項目	確認欄	確認日
飛散防止	1	粒剤等の飛散しにくい農薬の使用、風の弱い時間帯に農薬散布を行うなど、農薬飛散低減対策を行っている。		/
	2	住宅地等に近接した農地で農薬を散布するときは、散布前に周辺住民に周知するなど安全に配慮している。		/
適正防除	1	ほ場衛生の徹底、輪作体系や抵抗性品種の導入、マルチ栽培など病害虫・雑草を予防する対策を行っている。		/
適正防除	2	適期防除のため、ほ場の観察や発生予察情報等により病害虫の発生状況を確認している。		/
	3	農薬と他の防除手段（対抗植物、被覆、マルチ栽培等）を組み合わせた防除を実施している。		/
保管管理	1	農薬は、カギをかけて保管している。		/
	2	「毒物」、「劇物」に該当する農薬は、それぞれ分けて保管し、保管庫に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示をしている。		/
	3	農薬は別の容器へ移し替えることなく、購入時の容器で保管している。		/
	4	農薬は定期的に在庫のチェックを行い、最終有効期限を過ぎた農薬や使用禁止農薬は使用しないよう適切に保管し、処分している。		/
	5	ガソリン、軽油、灯油などは安全な容器に保管している。		/
適正処理	1	作物残さは堆肥化したり、ほ場に還元するなど適正処理している。		/
	2	廃ビニール、廃プラスチックなどはJAの回収や業者委託等により適正廃棄をしている。		/
省エネ	1	施設・機械等は適切な点検・整備を行い、適切な温度管理や効率的な機械の運転を行っている。		/
特定外来生物	1	セイヨウオオマルハナバチを飼養するときは、使用の許可を受けるとともに、ハチの逸出防止対策を行うなど適切な管理を行っている。		/
有害鳥獣	1	収穫残さ等の管理の徹底、放任果樹の除去など有害鳥獣を引き寄せない管理を行っている。		/
衛生管理	1	作業前やトイレの後には手洗いを励行し、清潔な作業着を着用している。		/

※確認欄 ○：実践できた、×：実践できなかった、－：該当なし

作 業	No.	チェック項目	確認欄	確認日
衛生管理	2	収穫器具（包丁、ハサミ等）や繰り返し使う収穫用コンテナは清潔であることを確認し、必要に応じて洗浄を行っている。		/
	3	収穫するときは、農薬の収穫前日数の確認を行っている。		/
	4	収穫器具（包丁、ハサミ等）は、作業前後には数量の確認を行っている。		/
	5	異物の混入を防止するため、喫煙・飲食は決めた場所で行っている。		/
	6	帽子を着用するなど衛生に注意して、農作物の調製を行っている。		/
	7	作業者の健康状態を確認し、感染症の疑いがある場合には、農作物に直接触れる作業は行っていない。		/
	8	出荷・調製施設は定期的に清掃・点検を行っている。		/
	9	収穫後の農作物を最後に洗浄する水は、水道水または衛生上支障のない水を使用している。		/
	10	出荷資材は清潔なものを使用し、貯蔵・輸送の際は適切な温度管理を行っている。		/
	労働安全	1	定期的に運搬車両、機械、作業用具の点検・整備を行うとともに、適正使用をしている。	
2		農作業の危険な場所や危険な作業を確認し、事故やケガがないような作業の仕方をしている。		/
3		事故に備え、農業労災等の保険（共済）に加入している。		/
4		機械作業や高所作業、農薬散布作業など危険を伴う作業は慣れない者に一人で作業させないなど配慮している。		/
5		定期的に健康診断を受けるとともに、健康状態やその日の気象条件によっては作業を変更するなど事故防止に努めている。		/
6		農薬を使用するときは、農薬が身体に付着しないよう、専用の作業衣、保護具（マスク、手袋等）を着用している。		/
記 録	1	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存している。		/
	2	肥料や農薬を使用したときは、生産履歴記録用紙（栽培日誌）に記帳し、保存している。		/
	3	収穫・出荷するときは、収穫日、出荷日、出荷量等に関する記録を保管（1年以上）している。		/

※確認欄 ○：実践できた、×：実践できなかった、－：該当なし

作業	No.	チェック項目	確認欄	確認日
	4	肥料、土壌改良材、農薬、種苗、資材などの購入伝票を保管している。		/
確認改善	1	1作（1年）ごとに自己点検を行い、実践できなかったチェック項目について改善するよう努力している。		/

備考欄

第4号様式（第4条関係）

綾瀬ブランド認定審査結果報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

綾瀬市農作物ブランド認定審査会長

年 月 日付けで諮問のありました綾瀬ブランド認定について、審査した結果、次のとおり決定しましたので報告します。

審 査 結 果	<input type="checkbox"/> 認定する <input type="checkbox"/> 認定しない
農 作 物 名	
申 請 者 等	
団体申請の場合に あつては生産者名	
理 由	

第5号様式（第5条関係）

綾瀬ブランド認定審査結果通知書

年 月 日

申請者 様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のありました綾瀬ブランド認定について、審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

審 査 結 果	<input type="checkbox"/> 認定する	<input type="checkbox"/> 認定しない
農 作 物 名		
団体申請の場合に あつては生産者名		
理 由		

第6号様式（第6条関係）

認定第 号

綾瀬ブランド認定証

農作物名
生産者
有効期限

上記の農作物を綾瀬ブランド認定要綱により「綾瀬ブランド」
として認定します。

年 月 日

綾瀬市長

7号様式（第9条関係）

綾瀬ブランド認定取消通知書

年 月 日

生産者 様

綾瀬市長

年 月 日付けで通知した綾瀬ブランド認定について、綾瀬ブランド認定要綱第9条の規定により、次のとおり取り消しましたので通知します。

認 定 番 号	認定第 号
農 作 物 名	
取 消 の 理 由	

第8号様式（第14条関係）

綾瀬ブランド認定の変更（中止）申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者

住 所

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の職氏名）

年 月 日付けで綾瀬ブランド認定要綱に基づき認定されました農作物における綾瀬ブランド認定申請書について、その内容を変更したため、綾瀬ブランド認定要綱第14条の規定により、次のとおり申請します。

変更理由	
添付書類	